

■申込受付施設・面談日時

1月14日(火)	
里 保 育 所	9:00～9:30
浜 改 田 保 育 園	10:00～10:30
あけぼの保育所(1歳児)	11:00～11:30
あけぼの保育所(2歳児以上)	13:30～14:00
大 湊 保 育 所	14:30～15:00

1月15日(水)	
国 府 保 育 所	10:00～10:30
長岡東部保育園(0歳児)	11:00～11:30
長岡東部保育園(1歳児以上)	13:30～14:00
久 礼 田 保 育 所	15:00～15:30

1月16日(木)	
長 岡 西 部 保 育 所	9:30～10:00
後免野田保育園(0歳児)	11:00～11:30
後免野田保育園(1歳児以上)	13:30～14:00

1月22日(水)	
明 見 保 育 所	9:30～10:00
大篠保育園(0歳児)	11:00～11:30
大篠保育園(1歳児以上)	13:30～14:30

1月23日(木)	
稲 生 保 育 園	10:00～10:30
吾岡保育園(0歳児)	11:00～11:30
吾岡保育園(1歳児以上)	13:30～14:00

1月24日(金)	
岡豊保育園(0歳児)	10:00～10:30
岡豊保育園(1歳児以上)	11:00～11:30
十市保育園(0歳児)	13:30～14:00
十市保育園(1歳児以上)	14:30～15:00

1月27日(月)～31日(金)	
市 役 所 幼 保 支 援 課	8:30～17:15

- * 年齢は、平成26年4月1日現在での年齢です。
- * 兄弟姉妹での申し込みの場合は、年齢が下の児童の面談日時に受け付けします。
- * 保育所での面談日時に体調不良などの場合は、市役所での受付期間中にお申し込みください。面談は、後日、保育所で行います。

平成26年4月入所

保育所・保育園入所手続きは…



◆入所の基準

- 保育所は、家庭での保育に欠ける児童を保育する児童福祉施設で、保育所に入所できる基準は次のとおりです。
- 〔条例から抜粋〕
- ▼ 居宅外で労働することを常態としている
- ▼ 居宅内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている
- ▼ (育児・家事は入所の理由になりません。また、育児休業の対象となる児童は、保育の実施対象となりません)
- ▼ 妊娠中であるか、または出産後間がない
- ▼ (産前産後8週間程度)
- ▼ 疾病、負傷、または精神、もしくは身体に障害がある
- ▼ 長期の疾病、または精神、もしくは身体に障害がある同居の親族を常時介護している
- ▼ 震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている仕事を探している
- ▼ (最長6ヶ月間)
- ▼ ほかに、市長が特に必要と認めた場合
- * 就労(職場復帰) 予定で申し込みする場合、就労開始

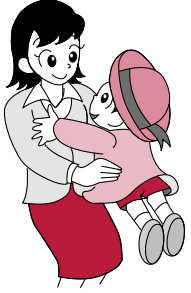
日が、1日から14日の場合は、就労開始月の前月から入所対象となります。就労開始日が15日から月末の場合は、就労開始月から入所対象となります。

◆募集対象

南国市に住民登録されている乳幼児が対象です。転入予定でも受け付けますが、その場合、平成26年3月31日(月)までに南国市に住民登録が必要で。

◆募集開始年齢

「入所申込案内(平成26年度版)」の保育所(園)一覽表を参照してください。



◆入所の申し込み

入所申込書の受け付けと同時に、保護者との面談を実施します。なお、保育士による児童面接もありますので、第1希望保育所へ児童同伴でお越しください。

■申込書などの配布場所

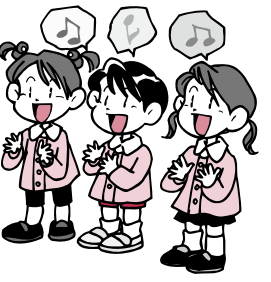
「入所申込案内」「入所のしおり」は、各保育所、幼保支援課で配布しています。

■申込書の配布日

12月2日(月)～
■申込期間／平成26年1月14日(火)～1月31日(金)

* 平成26年1月27日(月)以降の書類の提出は、幼保支援課へ持参してください(郵送は不可)。

* 平成26年2月3日(月)以降は、欠員補充入所として受け付けします。



◆保育の実施期間

平成26年度末までの家庭保育に欠ける期間です。

◆欠員補充入所

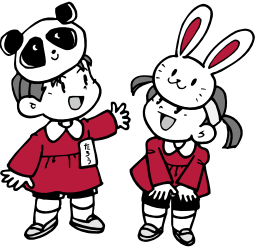
■受付期限／入所希望月の前月1日から20日までの平日
* 4月入所の欠員補充入所の申し込みについては、2月も受け付けます。

■受付場所／幼保支援課

■入所日／毎月1日入所(月途中での入所は行っていない)

■対象／入所月の1日現在、南国市に住民登録されている乳幼児

■手続き／4月入所と同じ



※お問い合わせは
幼保支援課
(☎880・6562) まで